

平成 27 年第 1 回庄原市議会定例会

木質バイオマス利活用プラント整備補助事業 調査特別委員会中間報告書

平成27年3月25日

木質バイオマス利活用プラント整備
補助事業調査特別委員会

委員長	福	山	権	二
副委員長	谷	口	隆	明
委員	門	脇	俊	照
	岡	村	信	吉
	横	路	政	之
	吉	方	明	美
	政	野		太
	五	島		誠

目 次

1	はじめに	1
2	総 括	2
3	議会責任	3
4	まとめ	4
資料 1	審査経過の概要	5
資料 2	木質バイオマス利活用プラント整備補助事業調査特別委員会委員長報告 (木質バイオマス利活用プラント整備事業に係る補助金返還について) 【平成 26 年 12 月 12 日 平成 26 年第 7 回市議会定例会での報告】	11

はじめに

平成26年第6回臨時会で設置された本委員会は、今日まで20回の委員会を開催してきた。設置目的は、木質バイオマス利活用プラント整備補助事業の中止を受けて、当事業経過の検証、補助金の返還及び再発防止に関することであり、その中で、当然に事案への責任を明確にし、真摯な反省と今後の対応が求められているところである。

すでに、本委員会は、昨年12月11日に議案第147号付託審査において、関連補助金返還については、一定の提言を付して執行者提案を修正可決し、本議会も委員長報告を受け全員一致で修正可決した。

今回の中間報告は、バイオマス事業に関する各種計画書、議会本会議一般質問、全員協議会における執行者説明に対する議論、産業建設常任委員会議論、執行者による全事業中間報告、第三者事業検証委員会報告等の関係資料を再検証する中で、議会責任を明確にしたものである。

再検証に当たっては、計画当初段階から補助金返還までの間を5つに区分して詳細な事実経過を把握しつつ、長期の時間経過後から判別できる執行者説明の正確性と議会の組織的な監視の過程を委員会検証の視点とした。

結果、木質バイオマス利活用プラント整備補助事業の補助金返還に至った行政責任は、明確に執行者が負うべきであることを再確認した。

そして、次のとおり結論とした。

それは、議会としては、バイオマス関連事業を推進する執行者に、事業推進の前提条件検証、協定を締結した株式会社ジュオン等関連企業の企業力検証、事後報告される中で、繰り返された事業変更の妥当性、事業に関連する企業の入札関連事務など、補助金行政の基本的事務対応について、事業経過に対応した時期に厳しい指摘を繰り返した。

しかしながら、事業成果を上げることに強い自信を示し、事業は順調に推移しているとした執行者の議会对応のもと、議会は事業成果達成による地域経済全般の活性化に期待を持ち、市行政とベンチャー企業との共同事業展開への検証には慎重性を欠き不十分なものであった。

この総括視点は、今後の議会に重く教訓とされなければならない、とりわけ、委員会活動の強化を通じて行政の監視と検証を組織的に前進させなければならない。

さらに、現在、執行者は補助金を不正受給した株式会社ジュオン等にその返還命令を発し、精力的に債権回収に努めているが、万が一、執行者が債権回収不能に至った際には、市民から借り受けて国に支払った補助金に関する行政責任について、市民に明確に説明、報告することの責務を負うことになる。

このことを踏まえ、以下のとおり特別委員会の報告を行う。

総 括

市行政の管理執行権限については、執行者が法令・例規に沿って事業を推進するものであり、執行権に議会は介入できない。従って、執行者による事業事務処理に不適当な内容が発生した場合には、その責任は執行者が負うことになる。このことは、行政における責任の所在の原則である。

このことから、木質バイオマス利活用プラント整備事業で、市が株式会社ジュオンとその関連会社グリーンケミカル株式会社に、補助金を詐取された事件の被害については、事業の完了検査が適正になされなかったことが原因であり、この責任は執行者が負うべきものである。

本市に広汎かつ大量に存在する木質バイオマスを利活用して、エネルギー関連産業を創出し、雇用を含めた市内経済の活性化を目的とする施策は、市民に支持され、議会は関連する計画を評価し、推進の一翼を担ってきた。

この背景には、急速に進展する経済のグローバル化の中で、製造業を中心とした日本企業は必然的に避け得ない製品競争力強化のため、生産拠点を大規模に海外に移転し、安価で安定した労働力を確保して生産コストの削減を進めたことが主因で、国内の地方都市の雇用を含め、削減したことにある。全国の地方自治体は、急速に縮減する雇用環境に喘ぎ、若年労働者の市内定住条件確保の展望を喪失し続けてきた。旧電電公社や国鉄、法務局や食糧事務所等々、公的企業群の統廃合もこの速度を加速した。

平成の大合併に積極的に対応してきた新庄原市のバイオマス産業創出は、企業誘致が一層困難になる中で、戦略的な政策として提案され、議会もその方向性に期待した。

本市のバイオマス利活用の総合的企画の中から、木質バイオマスに限定した産業創出に計画が進み、当初、民間企業・株式会社ジュオンが船舶燃料機関の燃焼効率を高める触媒BCL製造からエタノール製造の技術を複合的に獲得したとして市に大規模生産拠点の提供を求め、市は株式会社ジュオンとの連携を積極的に推進した。

現時点では、前市長が諮問機関として設置し、事業を検証した委員会の調査報告により、市が公金を投入して民間企業と協定して事業実施する際に不可欠な、民間企業の技術力や資金力の事前確認作業に重大な欠落があったことが指摘されている。

その後の経過は、工業団地内に実証実験棟を整備しこれを無償提供。市は株式会社ジュオンと共同事業協定を締結して計画主体となり、実証実験結果の評価確定前に大規模プラント整備事業に着手していった。

この木質バイオマス利活用プラント整備補助事業の推進の中で、共同事業者が補助金を詐取したが、この期間には、事業計画が度々変更され、プラント整備の内容が事業目的に合致していないこと、設置設備機器の価格決定を左右する入札事務が偽装であったこと等も事後の検証委員会が指摘している。そして、補助金を交付する前提となる事業完了検査の不十分性も繰り返し指摘されている。

さらに、執行者はグリーンケミカル株式会社に工業団地の一区画を売却した後、同社がこの土地を金融機関から融資を受ける場合の担保設定する旨執行者に申請した際、これを特別に許可したことは不適切な対応であることは免れない。事業目的のために補助金を投入して整備した機械類を担保設定、金融機関から融資を受けるという事態も、執行者は容認してきた。このような経過はグリーンケミカル株式会社の資金力に問題があることを端

的に示していたが、執行者はこのことへの認識と対応が不足していた。

結果、事業実施の前提を確認せずに公金を投入したが、市が投入した公金を株式会社ジュオン等は目的外使用し、手形不渡りを起こし、破産宣告した。

この時点でも、執行者は株式会社ジュオン等によって公金を詐取されたことの把握はなく、それらの事実は1年後にマスコミ報道によって真相が暴露された。

執行者はマスコミ報道を受け、急遽、詐欺事件関係者に電話連絡し、数日間の調査で事件の全容を把握した。

本件事件の責任を判断する際、明らかになっている事実経過から、事業の方向性に関する評価・判断と補助金不正受給詐欺事件の起因責任とは区別されることになる。

議会の責任は、事業の方向性の判断、具体的な事業計画と関連する事業進行の監視、補助金活用を含む公金投入の妥当性の判断という部分に限定される。

議会責任

当委員会は、議会責任を検討する前提として、関連事業の当初段階から補助金返還までの経過を再検証した。

結論は次のとおりである。

- 1 議会は、一般質問や議員全員協議会で執行者の事業説明や事業進捗に関する諸報告に疑問や提言を繰り返してきた。

その内容は、事業総体の基本条件整備に対する指摘や、繰り返される事業変更に対する疑問、公費投入の是非、事業中止判断と補助金返還の提言であった。

特に、木質バイオマス利活用事業の推進の前提条件として、未利用木材や廃材等の集積機能を持つ大規模製材業の存在が不可欠であるが、市内にはその環境がなく、事業が成立しえないことも指摘し、執行者の見解を求めた。

- 2 しかしながら、議会は本事業を推進する執行者の企画と判断に一部異論を唱えても、議会として事業を中止させることの意味統一はできなかった。

議会は、株式会社ジュオンの破産宣告後も、国への補助金返還を最小限に防ぐため、「民事再生」や「事業継続」を目的とした執行者の取り組みを容認し続けた。

しかも、補助金詐欺犯罪として、事業主体の業者が科料服役する事態となったことによって、国への補助金返還だけの問題ではなく、事業目的を達成するための機械装置が稼働せず、原材料の微粉砕が不可能状態であることが判明するに至って事態はさらに深刻になった。

こうした状況の中で、本事業の中止を決定したのは執行者の判断であるものの、議会の対応も大きく影響を与えた。

- 3 そもそも、議会には木質バイオマス利活用プラント整備事業で設置された機械類の能力を判断する知見がないことから、執行者が事業継承等を模索し続けた行政全体の政策執行姿勢を、正しく評価できなかった点は、厳しく反省しなければならない。

- 4 このように本事業の推移を再検証していく中で、議会としての監視と点検機能が十分に発揮できなかった原因は次の点にある。

(1) 木質バイオマス事業は、重点プロジェクト事業として企画された庄原市の

戦略的事業であった。この位置づけからすれば、議会において執行者の事業推進と合わせた監視と点検がなされなければならなかった。

事業実施に各種補助金を活用するか否かにかかわらず、常に執行者の取り組みを注視し監視することが必要であった。

とりわけ、執行者が議会との協議や報告を軽視したという経過があったとしても、主体性を持った議会の対応が必要であり、このことを怠った責任は重い。

- (2) 同時に、議会の監視機能を発揮するためには、執行者の取り組みに迅速かつ機動的に対応することが必要であり、監視機関としては所管常任委員会が適当であった。

さらに、所管常任委員会の担当を超える部分があれば、常任委員会構成数程度の特別委員会を設置することが必要であった。

ま と め

- 1 議会責任としては、執行者提案による補助金事業に対する監視と点検作業が不十分であった。その意味で、議会は議決責任を痛感する。
- 2 本事案の最大の欠陥は、市が国へ補助金を返還する責任を負うこととなったことであり、その原因は執行者の事務における間接補助事業者の業務遂行状況把握が不十分であったこと、さらに、補助金交付の前提となる完了検査の不徹底にある。このことは、執行者が担うべきことであり、この点では議会の責任は問われない。
- 3 しかしながら、議会がこの事業推進を市の戦略事業としてとらえ、事業推進全体を常に監視し続け、執行者に随時報告を求めることがなされていれば、完了検査の内容をより慎重なものとさせ得たであろうことは推測される。
補助金不正受給、詐欺行為の発覚後に、執行者の反省として、専門家を動員しての完了検査が必要であった、資金力の把握が必要であった、前のめりの姿勢が強すぎた、との諸点が挙げられていることから、議会の役割は重要であった。
- 4 本事件の経過を総括すると、執行者と議会の見解が異なる事態が重なる場合、相互の意思疎通、協力関係が希薄になる。
議会としては議会活動をより活発化し、とりわけ、執行者の行政執行に対する監視、点検機能を意識的に、また、組織的に強化しなければならない。
- 5 議会は現在、会派制を採用しているが、執行者の行政執行に対して、会派間の議論も積極的に実践することの重要性を再認識したい。
- 6 現在、執行者が本事案の債権回収作業に全力で取り組んでおり、その努力に敬意を表するものである。国への補助金返還金額を満額回収され、本件事業に関わる市民への被害を最小限に食い止めることが喫緊の課題である。
真摯に取り組まれない。

以上、特別委員会の中間報告とする。

審査経過の概要

(木質バイオマス利活用プラント整備補助事業調査特別委員会)

年 月 日	事 項	調査事項等の内容
平成 26 年 10 月 27 日	第 1 回委員会	正副委員長の互選
平成 26 年 11 月 13 日	第 2 回委員会	<p>審査資料配付</p> <p>資料 1 庄原市木質バイオマス関連事業検証委員会報告書</p> <p>資料 2 全事業調査結果（中間報告）の概要</p> <p>資料 3～資料 5 （11 月 18 日 配付）</p> <p>資料 6 現在までの特別委員会における報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・新エネルギー問題調査特別委員会 ・庄原市と環境ベンチャー企業（株）ジュオン）との共同事業に関する調査特別委員会 <p>資料 7 これまでの議会としての意思表示（決議等）</p> <p>資料 8 議会だより</p> <p>資料 9 広報しょうばら</p> <p>資料 10 マスコミ関係の報道資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの主な事業経過について確認。 ・今後の審議スケジュール等について確認。 ・付託事項審査のため委員の意見を聴取。
平成 26 年 11 月 18 日	第 3 回委員会	<p>審査資料配付</p> <p>資料 3 本会議における当該事業に関する会議録</p> <p>資料 4 一般質問における当該事業に関する会議録</p> <p>資料 5 議員全員協議会における当該事業に関する会議録</p> <p>資料 11 『みどりの環』経済戦略ビジョン</p> <p>資料 12 庄原市バイオマスタウン構想</p> <p>資料 13 庄原市地域新エネルギー重点ビジョン報告書</p> <p>資料 14 バイオマス利活用事業に関する事例と現状に関する資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中四国農政局管内の事例等 2. 中国地域における木質バイオマス利

		<p>活用の現状と課題に関する調査</p> <p>3. バイオマスの利活用に関する政策評価<評価結果及び勧告></p> <p>資料 15 (11月26日 配付)</p> <p>資料 16 請求があつてから20日以内に支払う根拠</p> <p>資料 17 熊本県御船町(竹バイオマス問題)の流れに関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの木質バイオマス関連の特別委員会における報告書の確認。 ・木質バイオマス関連事業検証委員会(第三者委員会)報告書の確認。 ・今後の委員会開催日程を決定。 <p>○地域バイオマス利活用交付金事業における「補助金等に係る予算の適正化に関する法律違反」の公判に関する資料を執行者へ要求。</p>
平成26年11月20日	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・12月補正予算審議に当たつての論点を整理。 ・不適正分補助金返還に係る補正予算審議に関し、以下8項目について、改めて執行者へ説明・資料提出を求めることを確認。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 不適正返還金238,062千円の根拠について 2. 不適正補助金支出に至つた直接の原因について 3. 第三者委員会の報告書に記載された指摘事項に対する執行者の見解について 4. 返還しなければならない根拠法令について 5. 返還財源に関する具体的な根拠について 6. 債権者破産申立について 7. 今後における事業整理について 8. 行政責任について
平成26年11月26日	第5回委員会	<p>審査資料配付</p> <p>資料 15 地域バイオマス利活用交付金事業における「補助金等に係る予算の適正化に関する法律違反」の公判に関する資料(告訴の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正分補助金返還に係る補正予算審議に関し、次の3点について、執行者(担当課)の出席を求め

		<p>説明を受ける。</p> <p>1. 不適正返還金 238,062 千円の根拠について</p> <p>(1) 該当する機械・設備等の個別積み上げ金額</p> <p>(2) その金額の妥当性</p> <p>2. 不適正補助金支出に至った直接の原因について</p> <p>(1) どの時点で不適正（過大）となり、なぜそうなったのか。</p> <p>3. 第三者委員会の報告書に記載された指摘事項に対する執行者の見解について</p> <p>(1) 「〇〇すべきであった。」等の表現で指摘された箇所が相当数あるが、それらの指摘をどう受け止めているのか。</p> <p>(2) 検証委員会のまとめにおける指摘事項に対し、それぞれ具体的な回答を求めた。</p> <p>○担当課に加え、副市長、財政課長の出席を求めることとした。</p>
平成 26 年 11 月 27 日	第 6 回委員会	<p>不適正分補助金返還に係る補正予算審議に関し、次の 3 点について、執行者（事務副市長、財政課長担当課）の出席を求め説明を受ける。</p> <p>1. 返還しなければならない根拠法令について</p> <p>(1) 根拠法令、例規及びそれらの適用の妥当性</p> <p>2. 返還財源に関する具体的な根拠について</p> <p>(1) グリーンケミカルからの返還金が見込めない中で、市が返還する場合の財源は</p> <p>(2) 予算執行事務として、3 月補正あるいは収入未済等の処理が考えられるがいか</p> <p>(3) グリーンケミカルから返還金が確保されないとする最終目途・処理は</p> <p>3. 債権者破産申立について</p> <p>(1) 破産申立を行う意図</p> <p>(2) 所要経費の根拠</p> <p>※国庫補助金返還財源について議論</p> <p>○農林水産省中国四国農政局の訪問について検討</p>
平成 26 年 12 月 3 日	第 7 回委員会	<p>不適正分補助金返還に係る補正予算審議に関し、次の 3 点について、執行者（事務副市長、事業副市</p>

		<p>長、財政課長、担当課)の出席を求め説明を受ける。</p> <p>1. 今後における事業整理について</p> <p>(1) 当該問題事案を最終整理するまでのスケジュール概要</p> <p>2. 行政責任について</p> <p>(1) 当該問題事案に対する行政責任をどのように認識しているか。</p> <p>○補助金返還に関する経過確認のため、農林水産省中国四国農政局訪問を打診した結果、次の2点について、電話により回答を受ける。</p> <p>1. 補助金適正化法第17条第2項の適用理由</p> <p>2. 同法第18条第3項に定める返還の期限延長等の適用の可否</p> <p>○平成20年度及び平成21年度地域バイオマス利活用交付金(木質バイオマス利活用プラント整備事業)に係る交付決定の一部取消及び返還命令の報告を受ける。</p>
平成26年12月4日	第8回委員会	<p>これまでの議論に対する全体的な討論</p> <p>1. 委員会としての考え方について議論</p> <p>2. 委員長報告とりまとめに向けた基本的な考え方に対する討論</p> <p>○財源修正についての考え方等について、関係機関へ協議</p>
平成26年12月8日	第9回委員会	<p>審査資料配付</p> <p>資料18 ㈱ジュオンの決算報告書</p> <p>○関係機関からの回答結果をもとに、次の3点を確認</p> <p>1. 財務上では、修正案の考え方が適正である。</p> <p>2. 特定財源とすることは、不透明な方法であり、財源を明確にすべきである。</p> <p>3. 主要な根拠法令は、地方自治法第208条第2項及び地方財政法第3条第2項による。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算修正案の検討 ・委員長報告案について、議員間で議論
平成 26 年 12 月 9 日	第 10 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告最終案について確認 ・補正予算修正案について確認
平成 26 年 12 月 11 日	第 11 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・谷口委員外 6 名より、庄原市一般会計補正予算（第 6 号）に対する修正案の提案あり。 採決結果：全員一致で可決 ・庄原市一般会計補正予算（第 6 号）修正部分を除く原案について採決 採決結果：全員一致で可決
平成 26 年 12 月 12 日	平成 26 年第 7 回市議会定例会	<p>本委員会に付託された、平成 26 年度庄原市一般会計補正予算（第 6 号）に対する木質バイオマス利活用プラント整備補助事業調査特別委員会として審査結果を委員長より報告。 資料 2</p>
平成 27 年 1 月 14 日	第 12 回委員会	<p>今後の取り組み方針（特別委員会の進め方）について協議し、以下のことを確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的にバイオマス事業開始からプラント事業中止までの全経過を検証する。 2. 全経過を時系列に、主要な 5 期間に区分して検証する。 3. 経過を、「本会議議論 予算審議」「全員協議会議論」「一般質問関連」「全事業調査関連」「検証委員会関連」に区分し、委員 4 班に区分して担当別調査を進める。
平成 27 年 1 月 22 日	第 13 回委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業経過の検証（第 1 期）について 平成 19 年 3 月 ジュオンとの協定締結から 平成 21 年 3 月 補助金交付決定まで
平成 27 年 1 月 29 日	第 14 回委員会	<p>審議資料配付</p> <p>資料 19 庄原市と環境ベンチャー企業（株）ジュオンとの共同事業に関する調査特別委員会摘録</p> <p>資料 20 産業建設常任委員会摘録【抜粋】（庄原市と環境ベンチャー企業〔株〕ジュオン）との共同事業関連</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 26 年 12 月 19 日以降の当該事業に関する取

		<p>り組み状況について（執行者より説明）</p> <p>2. 事業経過の検証（第2期）について 平成21年3月 補助金交付決定から 平成22年11月 ジュオン破産宣告まで</p>
平成27年2月5日	第15回委員会	<p>1. 事業変更の経過と議会検証・議論について</p> <p>2. 事業経過の検証（第3期）について 平成22年11月 ジュオン破産宣告から 平成23年12月 不正発覚まで</p>
平成27年2月12日	第16回委員会	<p>1. 事業経過の検証（第4期）について 平成23年12月 不正発覚から 平成25年4月 現市長就任まで</p> <p>2. 百条委員会設置請願に対する議会对応、請願不採択の理由について検証</p>
平成27年2月19日	第17回委員会	<p>1. 事業経過の検証（第5期）について 平成25年4月 現市長就任から 平成26年12月 補助金返還まで</p>
平成27年3月6日	第18回委員会	<p>1. 平成27年1月30日以降の木質バイオマス利活用プラント整備補助事業に関する取り組み状況について（執行者より説明）</p> <p>2. 全体のまとめについて これまでの検証をもとに、まとめの方向性等について議論、委員長報告（素案）について意見交換</p>
平成27年3月10日	第19回委員会	委員長報告案の内容検討
平成27年3月17日	第20回委員会	<p>委員長報告案（最終）について確認</p> <p>委員長報告（中間報告）を3月25日、3月定例会最終日に行うことを確認</p>
平成27年3月25日	平成27年第1回市議会定例会	木質バイオマス利活用プラント整備補助事業調査特別委員会（中間報告）

木質バイオマス利活用プラント整備補助事業調査特別委員会報告

委員長 福山権二

(木質バイオマス利活用プラント整備事業に係る補助金返還について)

議案第147号 平成26年度一般会計補正予算(第6号)に関する審査経過と結果について報告します。

当委員会は、平成26年10月27日に開催された第6回庄原市議会臨時会で設置されました。付託事項は、事業経過の検証、補助金の返還及び再発防止に関する調査でした。

委員会は、設置以降、12月11日まで、11回開催してきました。

委員会は、まず、議論の方向性、審議課題の焦点等について討論を行いました。平成26年11月25日に開催された第7回市議会定例会において、補助金返還に関連する議案第147号が上程され、この議案が当特別委員会に付託、その採決日が12月12日とされたため、委員会はこの議案審議を集中的に実施することになりました。

まず、委員会当初に、

委員会審議の中で出された意見として、平成22年12月16日に設置された「庄原市と環境ベンチャー企業(株)ジュオンとの共同事業に関する調査特別委員会」が示した今後の方向性のなかで、「交付金を返還する事態が生じ、実施主体に返還能力がない場合においても、市に絶対損害が及ばないように処理しなければならない。」としているが、この指摘は現在の議会を規制しているのか。」というものでした。

これに対して委員会は、指摘された過去の特別委員会最終見解の内容は、当時の状況は事業を民事再生するか、あるいは、事業継承する民間団体・企業との連携を模索する、という市長方針・判断のもとでの議会決議であったこと。

市長は事業中止することによって補助金返還をするのではなく、可能なかぎり事業目的を達成し、補助金返還を避けることの意志を強く表明していたことに対する議会の判断であったこと。現時点では、事業実施主体が事業の根幹に関わる補助金適正化法違反で有罪確定、関係者は服役しており、事態は異質なものに変化しているため、市が補助金返還を実施することについては、補助金適正化法の規定のなかで、やむを得ないものと考え、補助金返還の審議に当たって、過去の議会特別委員会の決議には拘束されないものと判断しました。

次に、委員会は、審議に必要な資料として、庄原市木質バイオマス関連事業検証委員会報告書、全事業調査結果(中間報告)の概要、本会議における当該事業に関する会議録、一般質問における当該事業に関する会議録、議員全員協議会における当該事業に関する会議録、現在までの特別委員会における報告書、これまでの議会としての意志表示(決議等)、市議会だより、広報しょうばら、マスコミ関係の報道資料等を選定して(事務局に作成させ)審議を行いました。

そして、委員会は、審議の冒頭、本件事案を審議するにあたり、庄原市がバイオマス事業に取り組んできた詳細な事実経過を委員(谷口副委員長)作成の資料により再確認いたしました。

さらに、当委員会は、議案審議する際の事前確認として、8点の主要な質問確認事項について執行者の説明と見解を求めました。具体的には、1点目として、不適正とされた返還金2億3806万2千円の算出根拠、2点目として不適正補助金支出に至った直接の原因について、3点目として、検証委員会の報告に対する執行者の見解について。4点目は、返還しなければならない根拠法令について。5点目として、返還財源に関する具体的な対応について。6点目は、債権者破産申立について。7点目として、今後における事業整理の流れについて。最後に、この問題事案に対する行政責任をどのように認識しているか、について。この8項目に区分して審議を進めました。

1 第1点目の、不適正返還金2億3806万2千円の根拠については、

平成25年3月27日から平成25年6月14日にかけて、執行者が全事業調査の一環として適正な補助金額を算定することにより不適正な部分を確定してGK社に対して事業取り消しと補助金返還命令を行うため、特定非営利活動法人・日本動産鑑定に委託して評価したものです。なお、これは平成25年7月の議員全員協議会で既に報告されたものです。補助対象設備は、トラックスケール、油圧ショベル、チッパー、粒度分布測定装置等12件で、今回の事案に関連するものは、粉砕処理設備カッターミルと粉砕機の振動ミル等の4件で補助金額の積算と妥当性について委員会は確認しました。

2 次に、第2点目として不適正補助金支出に至った直接の原因について

執行者は次のように説明しました。

GK社は粉砕処理施設が9441万6000円であったにもかかわらず、関連会社を經由してG.K社の利益を含め5億3869万2000円とした実績報告書を市に提出したことにより、不正に補助金を受給した。

GK社は5億3869万2千円の粉砕処理施設費購入額について、金融機関から借り入れた資金2億7000万円余を2回活用して、約5億4000万円の支払いが存在したように偽装した。

この経過のなかで、関連会社からG.K社へ1億3384万円余を還流させた。この不正な資金の支払いがあったことで、補助金適正化法違反が問われた。このような説明でした。

この部分については、補助金返還を命じられる原因部分であり、次の議論がありました。

- ① 検証委員会の指摘にあるように、当初計画は、ボールミルの活用であったものが、特段の理由もなく簡単に振動ミルに変更したことの理由を確認していないことや、(株)ジュオンやG.K社の最も中核的技術の変更、仕様の変更を指摘していないのはなぜか。
- ② 「2回まわし」という方法が再び起こった場合、執行者は見抜けるのか。
- ③ 対策として設置したリスクマネジメント会議では、同種の事態に対応可能か。
- ④ 2回分割支払いとする行為では、ほぼ同額の金額の支払いであったのに、支払い偽装に気がつかなかったのか。
- ⑤ 専門家を配置して検証していくという執行者の姿勢はなかったのか。偽装を見抜ける方法はあったのではないか。

これに対する執行者の説明は次のとおりです。

- ① ㈱ジュオンや GK 社の技術に信頼をおいていた。
- ② 2 回まわしについては、同種の偽装行為があれば、発見しにくい。現在設置しているリスクマネージメント会議では、専門家を配置しているので偽装は発見される。
- ③ この事業自体が農林水産省の地域バイオマス利活用交付金事業で、市は補助事業の進め方が記された実施要綱により対応しており、庄原市の補助金交付規則には詳細な指示が記されていない。中国四国農政局と協議の上、機械購入時には価格の競争性を高めるために、3 社以上の入札によって価格決定するように、指導していたが、不正が見抜けなかった。
- ④ 第 3 者の活用、専門家の活用を実施すべきであったと考えている。

偽装された問題の粉砕設備の価格確認については、さらに、委員から次の意見が出されました。

- ① 価格判断の根拠になっている見積入札の実施時期が平成 21 年 2 月 6 日となっているが、実際には平成 20 年 1 月 2 日に粉砕機設備購入を G.K 社は発注しているから、入札の事実はなかったのではないか。
- ② 入札事実を入札顛末書のみで確認することではなく、入札する場所に立会いで入札が正しく実行されたかどうかの確認が必要ではないか。
- ③ 国からは、この機械装置の価格は高価すぎる、という指摘はなかったのか。
- ④ 産総研からの指摘はなかったのか。
- ⑤ 経過が極めて異常で、担当者から積み上げた決裁ではなく、市長から決裁して下部通達、業務指揮があったのではないか。

これらの質問、意見に執行者から以下の説明がありました。

- ① 入札の事実は無かった。
- ② 入札事実の確認は、入札顛末書で確認できたと判断した。入札現場に立会することが補助金交付規則にも規定されておらず、国からも指導はなかった。当時の入札で県の事業関連では立会もあったが、通常、入札に立ち会うことは実施されていなかった。
補助金業務であるため、当然、民間の事業実施主体が責任をもって入札しなければならないことになり、市としては、入札を実施した、ということでこの価格を正当のものとして認めた。当時の他の事業についても立ち会っていない。
- ③ 機械装置に関して国からの指摘はなかった。
- ④ 産総研からの指摘も、刑事事件になった後、厳しい対応になった。
- ⑤ 事務事業に関して、上部からの業務指揮はなかった。
- ⑥ 市は繰り返し、G.K 社に確認していたが、警察、検察が捜査して事実が解明された。市の確認作業は実施されている。

本来、事業実施主体が真摯な態度をもって、正しい正確な書類を提出すべきである。しかし、G.K 社が入札もせず契約発注していたこと、機械価格を水増ししたこと、資金の 2 回回しをしたこと等、巧妙な手口を活用したことが事態の主因である。補助金を交付する市もきちんと確認すべきであり、金額が大きいので大丈夫なのかと再三確認した。

このような説明でした。

3 次に、第3点目として、木質バイオマス関連事業検証委員会の報告書に記載された指摘事項に対する執行者の見解について審議しました。

検証委員会は、公金による事業開始の決定段階についての検証と事業成果の実効性の確保について、課題を提起しており、その指摘について、執行者の見解を求めました。

検証委員会は、公金を使って事業を行うには、規則、要綱に従うことになり、これに違反すると補助金交付決定の取り消しや補助金返還になることから、実施主体が民間企業になることへのリスク管理が不可欠で、交付金審査チェックマニュアルでG.K社が信頼できるものかどうか、確認して判断する必要があった。結論からいえば、ジュオンやGK社は信頼できる民間業者ではなかった。早期にこのことを見抜く必要があった、と指摘している部分です。

これに対して、執行者は、市は、事業実施主体として適当と判断したことで、信頼できると判断した。GK社は平成20年4月に新設した会社で、新会社であり、ジュオンの3年間の決算書、売り上げ、現金預金、経常利益から事業実施可能企業と判断した。

次に、交付金事業を遂行するための事務手続において、検証委員会は、執行管理において、実施主体のジュオンやGK社任せで処理しており、重要な判断を両社に対して事後追認するなど形式的な検査になっていた、と指摘しています。この点について、執行者は、国の地域バイオマス利活用交付金実施要綱に沿った事務を執行するために、中国四国農政局と協議し、必要な審査、ジュオン、GK社への指導、執行管理を実施したとして見解の対立を表明しました。

また、事業内容の変更の承認経過について、検証委員会は、市が計画の変更の原因や問題点を十分に確認していれば、ジュオンやGK社の事業遂行能力や適格性の欠如が早期発見可能であったし、計画の根幹部分の変更が事業目的との関係で持つ意味を常に意識すべきであった。さらに、エタノール実証実験とプラント整備をほぼ並行して行った点も、エタノール実証実験を補助事業の対象とする必要性が希薄であったと指摘しています。

これに対する執行者の見解は、事業の計画変更について、市はGK社と中国四国農政局と協議し、計画変更の承認を市と農政局が行い、補助事業として遂行したとの回答でした。さらに、エタノール実証実験とプラント事業は同時期にあったが、平成19年度の目標であった年40キロリットルの製造目標を確認したうえでプラント事業の審査に対応した。この点でも、検証委員会と執行者の見解は対立しています。

この部分に関する委員からの質問と意見は次のとおりです。

- ① 全体として検証委員会の指摘に対して、執行者は正面から受け止めていない。執行者は、いろいろな要綱に基づいて農政局やGK社と協議しながら交付要綱にそって実行したとの説明であるが、当時の議会での議論はそうになっていない。

議会は、第1回目の事業変更でエタノールからリグニンに変更されたとき、すでに、リグニンという商品は当時、大企業が製造販売していたので、市場参入しても本当に大丈夫なのか、と回数を重ねて質問しましたが、市長答弁は、市場の存在は確認しており、販路も大丈夫だと明確に答弁している。また、国と協議して進めたとの説明であるが、国は、民間主体の事業なので、庄原市の事業推進に対して、繰り返し、大丈夫なのか、もし、事業が失敗した場合、機械装置が無用の長物になる、

と発言しそのたびにチェックしている。国の疑問や指摘に対して、市は、全部、GK社からの資料で、これを信じて応じてきた経過がある。市が自ら現場にいき、国の指摘の正当性を検討せず、GK社の資料で対応している。議会の一般質問や本会議の議事録から検証すると、議員からの質問に対して、市長は、確認している、販路の見込みがある、契約する見込みがあるなど、あまりにも簡単に答弁している。

今の段階で、検証委員会の検証結果にも、同意できない、粛々と対応してきた、という姿勢では、この補助金を返還せざるを得ない事態を招いたことに対して反省していない。この場で、個々具体的に指摘する用意もある。

このような委員の意見の後、執行者は次のように答弁しました。

- ① 反省はないのか、ということであるが、個々に指摘はあったが、実際にはどのように実行したのかを説明している。

全体的には、市は検証委員会の指摘を真摯に受け止めている。市も二度と不正を起こしてはならないとのことで、不正防止対策を真剣に考え昨年度から補助金事務マネジメント会議を設置し、今年度からは補助金事業リスク管理審査会を設置して再発防止に取り組んでいる。結果として事業が停止したり、不正が起こったりして補助金返還となったことは反省している。

この執行者説明後、審査は具体的な事業経過について議論が重ねられました。

委員の質問意見で主要には次のとおりです。

- ① 平成22年2月のチェックマニュアルで、販路の確保ができなかった場合の対応について、設置する設備が不要なものになる。取引確定後の施設整備にするのか、という国の検査に対して、市は、今後は、取引協議について逐次報告を受けることとし、複数社との取引を指導すること。販路の確定ができない場合には事業を一時中断して中国四国農政局と協議し必要な措置を講ずると国に回答しているが、実際には市が希望する事態は実現せず、契約もできず、何も起こっていなかった。このような事例が多数ある。

国からの問い合わせに対して、基本的にGK社の資料によって主に回答している事実がある。検証委員会が、市はGK社のいうことを全部鵜呑みにして対応したと指摘していることは当然である。

- ② 最初に50数億円のプラントを建設する計画から始まり、20数億円に計画が変更され、事業変更も繰り返されてきた。結局、市も国も変更を承認しているがきちんとした調査が必要ではないか。

エタノール製造からリグニンや炭素に変更したのも、製造単価が高すぎることで、さらにそれも不可能だとして木粉に変更している。

この事業変更時にも専門家の意見を聞かず、変更を認めている。

また、議会からは繰り返し、しつこく、大丈夫か、もし、失敗したら議会の責任ともなるとしても質問したが、市長の答弁は、大丈夫です。販路もありますというものであった。この経過を振り返っても、補助金行政として非常に甘かったと言えるのではないか。

3回目の事業変更では、手続きが正しく実行されていないのではないか。

- ③ 平成22年2月のチェックマニュアルの国への回答書には、副市長以上の決裁印の押印がないが、合議せずに国へ対応したことになる、どのような経過であったのか。このチェックマニュアルは、特に事業実施主体に不測の事態が起こったと

きの計画性、補助事業者としての責務のためのものであり、市は計画主体として当然認識していなければならない、このような根本的な国への回答書を課長判断で決裁することが可能なのか。

これらの質問に対して執行者は次のように説明しました。

- ① GK社の資料で判断したものもあったが、市が単独で現地調査したこともある。また、事業に必要な木材の搬出方法や供給量の確認のため、山の中に出かけて調査もした。
すべて現地調査確認したということではなく、GK社に資料提出させ、確認したものが多数あった。
- ② 事業変更したのは、早期の収益確保を求めたことが理由であるが、全く事業になっていないことから、計画の審査を第三者機関を入れてチェックすべきであったと現在は考えている。
- ③ 炭素製造については、広島大学と共同研究を行ったが、炭素は販路がないと判断したので計画変更した。
- ④ 国に対する文書の決裁の不備を指摘されているが、市長決裁がない部分は、同じ文書を修正し再度提出したときに課長決裁でも確認対応可能ということであった。

この執行者説明後に委員から別の視点から意見が出されました。

- ① 今回の事案に関して、補助事業そのものは条例なり規程、規則で実行したし、国との協議で間違いはないとのことだったので、市の事業推進に瑕疵はない、という答弁であるが、検証委員会の指摘には、行政は政策決定された内容を事務手続として遂行して十分だとはいえない。個々発生する問題について事業全体的な観点から総合的に評価検討し政策決定に反映させることが必要とある。
大きなプロジェクト事業を事務手続きだけで進めてきたことに問題があったのではないか。
- ② 市長の政策推進の強い姿勢や国の政策もある。しかし、担当課として異議を表明することがあったのか。何が何でも政策推進するという市の方針のなかであるべき事務処理が軽視されていたのではないか。
- ③ 市に専門的知識がないことがすべてのリスクの要因であった。問題発生時に市はどこに相談していたのか。

この質問に対して、執行者は、

バイオマス事業を成功させなくてはならない、という思いは十分にあり、市には補助事業者としての責務もある。事業採択時には、市が責任を持って指導するとも発言してきた。専門的な部分は、広島県立大学の酵素専門家に聞くなど対応した。と答弁しました。

この項目での最後の質問として次の点が確認されました。

- ① 市長は、検証委員会の報告を受け、これを真摯に受け止めて問題点を明らかにした上で厳正な対応を行う、とするのが庄原市の基本方針だと思うが、現在、市長はこの報告書の評価にコメントしていない。
市長は、検証委員会の報告をどのように評価しているのか。

前市長が GK 社の資金調達に同行した、との報告があるが事実なのか、
ジュオン、GK 社に資金力がないことは確認していたのか。

執行者の答弁は、市は検証委員会の報告を真摯に受け止めている。一部事実でない部分もある。基本的にはご指摘のとおりである。前市長が資金調達に同行したことはないが地元の金融機関を紹介したことはある。この事業は、補助金と融資をあてにした事業だった。融資部分の確認が不足していた。

4 第4点目として、返還しなければならない根拠法令について 確認しました。

国は、木質バイオマス利活用プラント整備事業のうち、不適正部分の2億3806万2000円を補助金適正化法第17条第2項の規定により返還を求めました。また、補助金適正化法第22条の規定により、油圧ショベルを無償譲渡したことで650万円の返還を求めました。いずれも、グリーンケミカル(株)による違法行為によるものであっても、補助金適正化法第17条第2項及び第18条の規定により、市が国に返還義務を負うことになるものです。

なお、補助金適正化法第17条第2項は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業者等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことが出来るとの規定であり、第18条は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない、との規定です。

5 次に第5点目として、返還財源に関する具体的な対応について、審議しました。

市長は、補正予算案で返還財源を特定財源とし、国への返還は市の会計処理上、集約可能な保有現金で立替え支払いすることで完納し、その後、補助金返還を求めていく GK 社からの返納金を歳入としこれを財源とすることを提案しています。

市は歳入を特定財源とする理由について、市が GK 社に補助目的外に使用した不適正額の返還を求める強い意志を明示することだとしています。

この財源設定については、議案提案時の本会議における議員の質問に対しても執行者は同じ趣旨で繰り返し説明し、提案した補正予算案の背景、性格を吟味した結論として選択したもので、財政法や地方自治法により許容される範囲内である、と強調しました。

この点に関しては、議論は本会議の質問と答弁の再現となり、見解は対立しました。

委員会の一致した意見は次のとおりでした。

債権回収手続きに少なくとも1年を要し、確実な歳入が見込めない中で、地方自治法第208号第2項に定める「会計年度独立の原則」、及び地方財政法第3条第2項に定める「正確に財源を捕捉し、かつ、現実に即応して収入を算定し予算計上しなければならない」とすることから判断し、特定財源での対応は不適正ではないか。

今回の特定財源とする GK 社の返還金については、返還が見込めない現実を市長も認め

ていることから、歳入不確定金を歳入経理することは不適正との指摘を免れない。

また、補助金返還命令の受命者は庄原市長であることから、計画主体（補助事業者）としての責任において、国への返還は市一般財源とし、財政調整基金の取り崩しを行い、これを国へ返還することが必要である。

今回の事案発生理由のなかには、市の補助金事務処理のなかに補助金適正化法に抵触するとの指摘を完全に排除できない経過もあり、この事業の整理を実施しようとするには、法令や例規をしっかりと遵守することが市民に対する行政の責務である。

以上の審議のなかで、委員から議案第 147 号に対する修正動議が出され、採決の結果、全員一致で可決されました。

これにより、本日の会議において、議案第 147 号の修正案を提案するものです。

6 次に、第 6 点目として、債権者破産申立てについて、その意図と所要経費について審議しました。

執行者は、債権者破産申立を実施する目的は 4 点あると説明しました。

第 1 には、GK 社の財産の認定と、補助金を使って、偏った弁済が行われた可能性があることに対して法律に基づく厳正な手続きを行い、全財産を対象として、財産を換価する破産処理をする必要があること。

第 2 には、個別の財産を強制執行するよりは全ての財産を一括破産処理するほうが効率的であること。

第 3 には、関連会社であるジュオンやコスモエースは既に破産し、GK 社は債務超過で自力再建や自己破産が不可能な状態にあること。

第 4 には、GK 社が破産しなければ、庄原工業団地に財産が永久に残り、市の固定資産税や法人税が経過年数により膨らみ、不良債権化することになり、このことを避けるため。

以上の 4 点が債権破産申立を実施する理由としています。

所要の経費については、債権者破産申立を委託する市の顧問弁護士事務所の見積りによる 219 万円で、依頼時に 162 万円、実費 3 万円、終了時に 54 万円で合計 219 万円になります。

債権者破産申立を行う場合、裁判所に債権破産申立等予納金が必要で、債権額が 10 億円を超える場合の予納額は 600 万円で、特別代理人を立てることによる費用 10 万円を加算して 610 万円となるものです。いずれも、弁護士から広島地方裁判所に確認したものです。

このことに関して、委員からは次の質問が出されました。

① 債権者破産により、補助金不正流用の内容が全て明らかになるのか。

執行者の答弁は、

① 基本的に GK 社の経理状況が明らかにされるので、この手法を採用した。

② GK 社内部の役員が個人的に流用したのか、運転資金や機械の整備費用にあてられたのか、明確な整理がなされると期待する。資金がどのように流れたのか、税理士の投入調査されることで明らかになるのではないかと。GK 社内部で不法に資金を流用した事実が判明すれば、対応方向は異なったことになる。調査は個人に及ぶことも想定される。現実には、工業団地内には担保化されていない機械もあるので正確な整理が必要になると考えている。

とのことでした。

委員会としては、この事業を中止し最終整理する過程では、GK社の財産処分、会社経理の経過、資金の動き等を司法の権限領域で明確にすることで、事態の正確な処分を実施することになると判断しました。

7 次に、第7点目として今後における事業整理の流れについて 確認しました。

執行者は、平成26年10月26日に開催した議員全員協議会で提示した内容を再度説明しました。

概要は、本年8月から、国は不適正部分と事業中止部分に区分して返還命令を準備し、12月上旬に市に返還命令を通知、不適正部分の返納を求めてきました。

今後は、議会による本議案可決となった場合、市は国へ不適正分を返還し、来年1月以降にGK社の破産申立てを裁判所に申請するとし、受理されれば破産手続きを開始、財産処分が行われ、破産は終結することになるとの説明でした。なお、この間の手続きには少なくとも1年の期間を要するとのことでした。

その後、債権者間での配当が確定したのち、市の配当部分を事業中止分の補助金返還として国に返還することされます。

事後処理の最終取り扱いは、市が不適正分は、GK社に平成26年12月上旬に返還命令を行い、2回の督促で今年度の経理を行うとのことでした。

一方、規則による督促と最終処分とあわせ、市として不適正分についての追徴は強く継続していくとの決意が表明されました。

8 最後に、第8点目として行政責任について審議しました。

市長は、この事案に対する行政責任をどのように認識しているか、という課題です。

市長が国の命令を受け、国に返還しようとする2億3806万2千円は、市がGK社に詐取されたのもので、GK社がこれをプラント整備事業に活用する際、自社の借金返済に流用したとのことで、補助金適正化法により、市に返還義務が課せられたものです。

市は、GK社が借金返済に流用したことの詳細な事実経過は把握していないとのことで、当該金額の行方は確認されていません。

従って、この補助金返還は、市にとって事業成果が全く無いなかで国に返還するものでまさに、公金を無駄にした行為といわなければなりません。

委員会は、この当該事業経過を踏まえ、法規制を認識して、補助金返還は避け得ないと判断しつつも、この議案提案を受ける議会としては、市長が補助金返還という事態を招いた責任について明確に言及し、その対処方針を示すことが前提とされなければならないと考えます。

すでに、この事案は、平成24年2月に設置された庄原市木質バイオマス関連事業検証委員会により補助事業の事務手続の検証が1年間に亘って慎重に行われ、平成25年3月

28日、前市長に検証結果の報告が行われています。

この検証結果について、市は、総体的に検証委員会の指摘を真摯に受け止めること。また、指摘されている具体的内容については、反省しなければならないとしています。

検証委員会が検証のまとめとして指摘された内容の主要な部分は、次のとおりです。

① 交付金の活用を決める事務手続きとして、「国の交付金を活用して事業を行うにあたり、補助金適正化法では、関係者の責務として第3条第2項に、補助事業者等および間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定めおよび補助金等の交付の目的または、間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って、誠実に補助事業等または、間接補助事業等を行うよう努めなければならない。」と規定されている。

市は、この交付金を実施主体に補助金として交付することで、補助事業者として事業に関する責務を負うことになるため、十分な実施主体の適格性と、補助目的が達成される見込みがあることの確認を踏まえた『公金による事業開始の決定』が必要であった。すなわち、本事業の推進にあたっては、実施主体の事業遂行能力の確認を行うことで『事業成果の実行性の確保』が求められた。

と検証を結論づけています。

そして、結果からいえば、ジュオンやGKは実施主体として信頼できる民間業者ではなかった。市は早い段階でこの点を見抜き、市の損害を最小限にとどめるべきであった。としています。

この指摘からは、市行政が公金を活用して事業を推進する際の基本原則、基本姿勢が述べられています。

さらに、民間業者は事業がうまく行くという宣伝や説明をし、不利な情報はなかなか出さないため、市は、民間業者が開示する情報だけでなく、市が自らの権限を行使して情報を収集した上で、それらの情報を検討し、実施主体の事業遂行能力の有無の判断を行う必要があった、とも指摘しています。

次に、計画性の審査については、一層厳しい検証結果になっています。

それには、市が計画主体として責任を持って計画の内容や実効性を審査する自覚が薄く、ジュオンやGK社の説明に追随し、容認する傾向があった。また、経営や技術面の審査で専門性が求められることに対して、市は、専門的な第三者機関等を活用しなかった。市は、実施主体に都合の悪い情報を企業秘密として開示されないことを容認し、交付金審査チェックマニュアルでしめされている審査項目を基本とした。市の事業計画に対する審査が形式化、形骸化してしまった。と、市の審査姿勢の自覚の薄さまでも指摘しています。

次に、交付金事業を遂行するための事務手続きに関しても、厳しく指摘しています。

その内容は、市は、事業の進捗状況を随時把握し、契約手続きに競争性や透明性を求め、完成検査によって契約の適正な履行が確保されているかどうかを確認するために、規則や要綱に則った権限を行使して検査や指導を行い、事業の効果的かつ適正な推進を図る執行管理が求められた、とし、事業の柱である目標または、個別成果指標を追加または削除、変更することは、補助の目的の根幹部分の転換を認めることになるため、市には、事業内容の変更の承認に慎重な判断が求められたとして事業変更時の審査の不十分性を指摘しています。

さらに、事業費に充てる資金借入の担保にするために、補助事業で整備した財産を処分することは、事業を継続するために適当な資金調達手段がなく、補助事業の交付目的や事業内容に影響を及ぼさない範囲で認められるものであり、被担保債務の返済の見込みがあ

ることが前提となることを市は十分に認識した上で、財産処分が求められたとも指摘しています。

また、検証委員会は、事業の執行管理についても、実施主体であるジュオンや GK 任せで処理しており、ジュオンや GK の判断等の事後追認や形式的な検査となっていた。

事業変更の部分についても、計画の変更はいずれも事業計画の根幹となる部分にかかる中止や変更であったことは重要で、市がそれらの計画の変更の原因や問題点を十分確認していれば、実施主体の事業遂行能力や適格性の欠如が早い段階で明らかになった可能性があるのみならず、計画の根幹部分の変更が事業目的との関係で持つ意味を常に意識すべきであった。つまり、バイオエタノールの製造中止やその後の製造品目の変更により、木質バイオマス事業の大半の意味が失われ、補助金事業を継続することが自己目的化したと考えられる。そして、エタノール実証実験とプラント整備を殆ど平行して行った点もエタノール実証実験を補助事業の対象とする必要性が希薄であったとも指摘しています。

最終的な指摘として次のように判断しています。

● 交付金は、市や実施主体の重大な過失等で目標が達成されない場合や、不正等があった場合は、交付額の確定後でも交付決定の全部または、一部の取り消しとなり、返還リスクを伴う。また、複数年に渡る事業の場合、つぎ込んだ公金が無駄になる可能性があるため、事業の中断や中止が難しくなることから、市として慎重な審査が必要であった。

● 整備した機器が事業内容と補助金等の交付決定の趣旨に合致し、適正なものかどうかの審査に不十分な面があった。微粉碎装置について、機器の種類と価格が適正なものかどうかの審査が不十分であったために、補助金の不正受給事件が発生した。

市は、専門的知識を有する第三者の意見を求めるなどして、整備した機器について適切な判断をする必要があった。

● 木質バイオエタノールの製造の事業化にはかなりのリスクがあった。その後、リグニンやセルロース系炭素の製造についても、実績、販路、価格等の点でベンチャー企業にはかなりのリスクがある。ジュオンの企業規模や実績、GK 社が設立されたばかりの会社であること、ジュオンの技術を証明する資料に乏しいこと、市に専門的知識のないことは全てリスク要因であった。

この事業がかかえるリスクを適切に評価、判断できる事務手続きがあれば、ジュオン等の倒産の前に、早い段階で事業を中止することが可能であった。

● さらに、専門性の求められた技術面等における計画の審査や検査については、市の担当部署での対応には限界があったと考えられる。そのため、国等と協議しながら進められたものの、事業開始当初から実施主体であるジュオンや GK に任せきりになったことや、専門的な第三者の活用が図られなかったことなど、市が主体的に事業に関わっていく体制が取られなかったために、形式的な審査や検査による意思決定となってしまったと考えられる。

● 事業を推進する部署と事業内容をチェックする部署が同じであれば、事業推進を重視するあまり、チェックが甘くなりがちである。事業を推進する部署とは別に、補助金や市予算を支出部門における事業内容のチェックができるような体制が望まれる、と指摘しています。

事務執行過程における行政のあり方についての委員会見解は次のとおりです。

このような検証委員会の指摘を真摯に受け止め、反省すべきは反省する、という市の姿

勢であれば、市が反省すると判断する点の明確化とその反省すべき事態が引き起こされた要因を詳細に明らかにしなければなりません。再発防止の決意とは、反省すべき点の再発防止であり、単なる決意にとどめることなく、具体的な行動を伴うことでなければ意味を成しません。

反省すべき点はあるが違法処理であると判断されないから、として責任を回避しようとする姿勢は市民からも当然に批判されるものです。

不適正部分の振動機械装置に関して抽出してみると、市は、その価格の競争性と適正価格判断をする場合に実施される入札についても、市は、GK社が正しく行うべきものであり、市としてはGK社から正しく入札したとの経過報告のみで状況把握が完了したと認識しているのです。

この認識は、市が、当時の市の取扱規則等では、GK社により実施される入札の現場に市も立会して入札状況等を確認する義務が課せられていなかったから、結果的に不正な入札が行われた事実が事後、判明しても市に責任はない、と主張していることとなります。

この主張は、補助金適正化法に準じた事務作業とは言えません。

公金を使って事業を展開する民間業者が事業の一部を他の複数の民間業者間の入札を経て委託する場合には、その入札行為が正しく行われたかどうかを市は厳正に確認することが不可欠です。

民間業者を一方的に、不十分な調査だけで信頼し、公金を補助金として交付するということでは、補助金行政を司る資格そのものが問われるのです。

このような主張が公金を取扱う行政執行者から出されることは奇異なことです。

行政責任について 委員会の見解は次のとおりです。

これまで述べたことから、当特別委員会は、今回の補助金の不正受給事件を招いた主要な原因は、市の執行管理の不十分性にあったと判断し、その責任は重大であるとしました。

(それでは、議案第147号に対する委員会の見解を報告します。)

以上のことを踏まえ、本特別委員会に付託された補正予算議案第147号の審査の結論について報告します。

本議案の提案時期は、市に対して国からの関係補助金返還命令が今年11月下旬から同年12月上旬に発せられるとの情報が中四国農政局から発信されたことを受け、議会における審議の期間と、市がこれに対応する内部業務処理期間と市の取引金融機関が業務上必要とする最短処理期間の確保から設定されたものです。

提案の内容は、本市が進めてきた木質バイオマス利活用プラント整備事業のなかで、市は農水省の地域バイオマス利活用交付金を庄原市農林漁業振興補助金としてグリーケミカル社に交付しましたが、この補助金のなかで、GK社が市に虚偽の報告を行い活用目的外に使用した部分を国からの返還命令に従ってこれを返還しようとするもの等です。

補正するものとして、事業整理のために実施を余儀なくされる破産申し立てを債権者として実施するに伴う弁護士費用委託料219万円は財政調整基金から繰り入れ、債権者破産申立予納金は、破産開始決定にあたって裁判所に納付する予納金と同額の610万円の返還金を見込んで計上し、さらに、農林漁業振興補助金2億3806万2千円の追加は、

木質バイオマス利活用プラント整備補助事業にかかる不適正部分の補助金を国に返還しようとするもので、その歳入は GK 社からの返還金によるものとする特定財源としています。

そして、裁判所に破産申し立てする理由には、今回事案を正確に記録するというものも含まれています。

平成 26 年 12 月 1 日付で中国四国農政局から通知された命令は次のとおりです。

交付決定取り消し部分については、平成 20 年度および平成 21 年度地域バイオマス利活用交付金（木質バイオマス利活用プラント整備事業）にかかる交付決定の一部取消及び返還命令として、不適正な経理処理を行っていることが認められるため、補助金適正化法第 17 条第 2 項の規定により、平成 20 年度は 2 億 6 4 8 万 5 0 6 9 円、平成 21 年度は 2 5 0 7 万 6 1 0 0 円について、交付決定を取り消したこと。

返還命令部分については、不適正分として、補助金適正化法第 18 条第 1 項の規定によって既に交付した金額のうち 2 億 3 1 5 6 万 1 1 6 9 円の返還を命ずる、というものです。

返還の納付期限は平成 26 年 12 月 19 日で延滞金の起算日は同年 12 月 20 日。年率 10.95%となっています。

さらに、油圧ショベルの未承認財産処分については、同農政局から 12 月 8 日付けで、国庫補助金相当額 650 万円の返還通知が出され、その納付期限は平成 26 年 12 月 26 日であります。

今議会における市長の補助金返還補正予算案の提案は、この事件発生経過から、また、補助金に関する法規制から避け得ないものであり、特別委員会は、この補正予算案の財源を修正の上、修正案を全員一致で可決すべきものと決しました。

そして、当委員会は、この補正予算を可決するにあたり、市長に次のとおり実行することを強く求め、意見として申し述べるものです。

- 1 市長は、この事件の責任の所在について早急に明確にし、そのことへの対応を真摯に行うとともに、市民に明示しなければならない。
- 2 市長は GK 社とその経営者に対して、徹底した債権回収に努めるとともに、不正に受給された資金の用途を明らかにするための取り組みを実行して、議会と市民にその取り組み経過と結果を報告すること。

以上、議案第 147 号の審査を付託された特別委員会の報告とします。

【平成 26 年 12 月 12 日 平成 26 年第 7 回市議会定例会にて報告】